

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第19号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年4月21日（月） 08時50分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港西方沖 酒田市所在の酒田灯台から真方位266° 6.8海里（M）付近 （概位 北緯38° 56.2′ 東経139° 40.3′）
事故等調査の経過	平成26年4月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第一章進丸、4.9トン YM3-3944（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート さち丸、5トン未満（長さ8.55m） 211-14259山形、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 操舵室右舷側に曲損、右舷外板に亀裂等
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、酒田港西方沖において、のどぐろの延縄漁を終え、酒田港へ向けて真方位約090°の針路及び約10ノットの対地速力で自動操舵により航行した。 船長Aは、操舵室中央部に立ち、目視及び4Mレンジに設定したレーダーによる見張りを行い、A船の船首が浮上して船首方に死角（視界が制限される状態）が生じた状況で航行を続けた。 船長Aは、ふだん、本事故発生場所付近海域を航行する際、多数の遊漁船を視認していたが、平成26年4月21日08時48分ごろ、目視及びレーダー画面で船首方に他船を認めなかったため、他船はいないものと思い、レーダーの電源を切った。 A船は、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、08時50分ごろ、酒田港西方沖において、その船首部とB船の右舷中央部が衝突した。 A船は、自力で酒田港に入港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、酒田港西方沖において、機関を停止してパラシュート形シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投入して釣りを行っていたところ、A船と衝突した。

	船長Bは、海上保安庁に通報した後、自力で酒田港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約1m
その他の事項	A船のレーダーには、接近警報（他船が接近した際の警報）機能が備えられていたものの、使用していなかった。 船長Aは、ふだんから、視界が良好であり、かつ、目視及びレーダーで周囲に他船がないことを確認した際は、レーダーの電源を切ることがあった。 船長Aは、本事故発生前、B船からの汽笛や叫び声などは全く聞こえなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B 不明 A船は、酒田港西方沖を東進中、船長Aが、目視及びレーダー映像で他船を認めなかったため、前路には他船はいないものと思われ、船首を左右に振るなど船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、酒田港西方沖でパラアンカーを投入して漂流中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、酒田港西方沖において、A船が東進中、B船がパラアンカーを投入して漂流中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船首が浮上して船首方に死角が生じた際は、船首を左右に振るなどし、死角を補う見張りを行うこと。 ・レーダーは、視界が良く、また、他船を確認できない状態であっても起動させておくこと。